

電波遮へい対策事業

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国がその整備費用の一部を補助

施策の概要

- ア 事業主体: 一般社団法人等、地方公共団体(都道府県)※1
※1 一般社団法人等が実施する電波遮へい対策事業に参画する場合に限る。
- イ 対象地域: 鉄道トンネル、道路トンネル※2 ※2 高速、国直轄道、緊急輸送道路
- ウ 補助対象: 移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
- エ 負担割合: (一般社団法人等が事業主体の場合)

○所要経費(一般会計)

令和6年度予算額	1,000百万円
令和5年度予算額	399百万円

【鉄道トンネル※3】

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

※3 直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線における対策の場合は国5/12、一般社団法人等7/12。

【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

【緊急輸送道路の道路トンネル※4】

国 1/3	一般社団法人等 2/3
----------	----------------

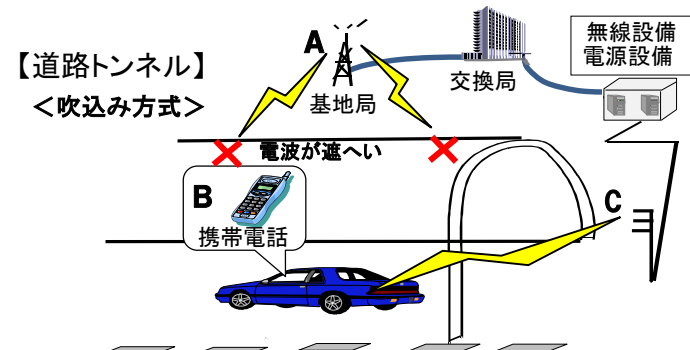
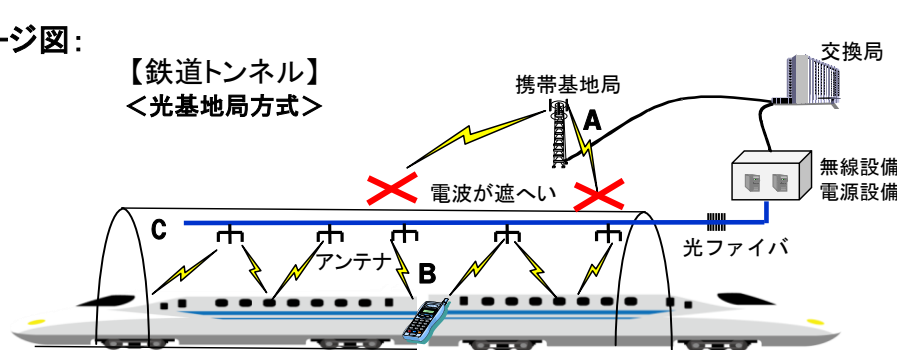
※4 高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が管理する緊急輸送道路

(地方公共団体が事業主体の場合)

【緊急輸送道路の道路トンネル※4】

国 1/3	地公体 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	------------	----------------

オ イメージ図:



注: 無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。